

京教発第6号  
2021年1月15日

住職・教会主管者・代務者 各位

京都教務所長 日野 隆文



**新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の  
再発出に伴う京都教務所の対応について（急告）**

急啓 さる2021年1月14日、政府より新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が京都府・兵庫県を含む7府県に再発出されました。

つきましては、再発出による政府からの要請に基づき、京都教務所では感染予防対策を徹底し、下記のとおり対応してまいります。期間中、皆様方にはご不便をおかけすることと存じますが、何卒ご理解ご協力をたまわりますよう宜しくお願い申し上げます。

草々

記

**1 対応期間** 2021年1月14日（木）から2月7日（日）まで  
※期間は「緊急事態宣言」に基づきますが、延長される場合もあります。

**2 教務所事務について**

教務所事務については、開所時間の変更及び窓口業務の停止はいたしません。政府から不要不急の外出自粛が要請されていることから、できるだけ教務所への来所を控えていただき、電話・FAX・メール・郵送・振込による対応を基本とさせていただきます。詳細は別添「緊急事態宣言発出中の京都教務所の事務対応について」を参照ください。

**3 教区教化事業・諸会議について**

期間中の教区教化事業・諸会議については、開催方法を変更できるものは、インターネットを用いた Web 会議や書面会議によって開催します。開催方法の変更等については別途、教務所担当者より対象者に連絡いたします。今後、教区としても Web 会議や書面会議を積極的に活用してまいります。

なお、教区関係団体の諸事業の中止、または延期等については、各団体の代表者・担当者にお問い合わせください。

※教区運営に必要欠くべからざる教区教化委員会、教区財政委員会、教区会・教区門徒会等の諸会議については、関係機関と相談しながら開催方法等を検討します。

**4 貸館業務について**

期間中の貸館業務は停止いたしません。主催者は政府からの要請である不要不急の外出自粛を踏まえて、施設の使用等を判断ください。なお、使用される際は「京都教務所（常磐会館）感染予防ガイドライン」に従い、必要な感染予防対策を行っていただきます。ただし、期間中の施設使用時間は午前9時から午後6時までといたします。

**5 宗派の対応及び今後のお知らせについて**

別紙「新型コロナウイルス感染症への対応について【1/14～】」のとおり、宗派の対応が宗派ホームページに公開されています。今後、感染拡大の状況によっては、文書によるお知らせが間に合わない場合もあります。今後の宗派及び教区の対応等に関しては、宗派・教区両 HP も併せてご確認くださいませようお願いいたします。なお、必要に応じて文書によるお知らせも継続的に行います。

**6 感染予防ガイドラインについて**

先般お送りしました「京都教区新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン」及び「京都教務所（常磐会館）感染予防ガイドライン」（ともに2020年12月25日現在）を教区 HP で公開しています。寺院・教会におかれましても、感染予防対策に本ガイドラインをぜひご活用ください。

添付書類

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 1 緊急事態宣言発出中の京都教務所の事務対応について          | 1部  |
| 2 新型コロナウイルス感染症への対応について【1/14～】（宗派対応） | 1部  |
| 3 郵便振替用紙                            | 1部  |
| 4 各種申請書                             | 各1部 |

以上